

2022年2月10日

日本入国時の検疫措置の変更について
(新型コロナウイルス関連)

- 2月13日午前0時以降にウズベキスタンから日本に入国する際は、検疫所が指定する宿泊施設において6日間の待機が求められることになりました(これまでは3日間でしたが、6日間に延長されました)。
- 入国後の待機期間の合計はこれまでどおり7日間です(指定施設で6日間、自宅等で1日間)。

- 1 令和4年2月13日午前0時以降(日本時間)にウズベキスタンから日本に入国する方は、ワクチン接種の有無にかかわらず検疫所が指定する宿泊施設で6日間の待機が求められることとなりました(これまでは3日間でしたが、6日間に延長)。
- 2 入国日の翌日を「1日目」として計算し、3日目と6日目に検査を受けていただき、陰性であれば、宿泊施設を退所し、残りの1日(7日目)は自宅又はご自身で用意されたホテル等において自主隔離となります。
- 3 検疫所が定める宿泊施設での待機にかかる費用は、日本政府が負担します。
- 4 全ての待機期間中は、アプリ等を通じた健康フォローアップが行われますのでご協力をお願いします。
- 5 全ての待機期間中は、公共交通機関の利用はできませんのでご注意ください。
- 6 今後の感染状況により、措置の内容や待機期間等が変更された場合は、外務省及び当館より連絡いたします。

○在ウズベキスタン日本国大使館領事部

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日緊急連絡先) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903